

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

2024年3月号② (Vol.22)

許可又は登録を要しない運送について

I. はじめに

II. 許可又は登録を要しない運送の種類について

III. 今後の展開

森・濱田松本法律事務所

弁護士 戸嶋 浩二

TEL. 03 5223 7789

koji.toshima@mhm-global.com

弁護士 佐藤 典仁

TEL. 03 6266 8717

norihito.sato@mhm-global.com

弁護士 秋田 顕精

TEL. 03 6213 8172

kensho.akita@mhm-global.com

弁護士 大山 拓真

TEL. 03 5220 1910

takuma.oyama@mhm-global.com

I. はじめに

2024年3月1日、国土交通省物流・自動車局旅客課長より、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」と題する通達（以下「本ガイドライン」といいます。）が発出されました。

日本において「有償で」乗客を運送するには、タクシー事業許可などの国土交通大臣の許可（道路運送法（以下「運送法」といいます。）4条）又は自家用有償旅客運送制度に基づく登録（運送法79条）を受ける必要があります（運送法78条）。本ガイドラインは、「有償」性の判断枠組みを示すこと等により、許可又は登録を要しない運送の種類を整理したものとなります。

従前は、許可又は登録を要しない運送の種類を整理するものとして、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（2018年3月30日付国自旅338号）等の複数の通達がありましたが、複数の通達が存在することで混乱を招いていたため、今般、既存の9本の通達・事務連絡を廃止し、本ガイドラインに一本化しました。

本号では、本ガイドラインで整理された、許可又は登録を要しない運送の種類について取り上げます。

II. 許可又は登録を要しない運送の種類について

1. 「有償」の意義について

上記のとおり、「有償で」乗客を運送するには運送法上の許可又は登録が必要となります。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

ここで、「有償」とは、運送サービスの提供に対する反対給付として財物を收受することと定義されています。

そのため、謝礼にとどまる支払いや実費相当分の支払いについては、「反対給付」にあらず、許可又は登録は不要であると考えられています（下記2. (1) 及び(2)）。また、宿泊施設等による、宿泊サービスの利用者に付随的に提供される運送について、運送に特定した対価を受領しない場合（送迎利用の有無にかかわらず宿泊利用料に差異がない場合）には、反対給付が「運送」に対するものではないため、許可又は登録は不要であると考えられています（下記2. (3)）。さらに、上記の宿泊施設等のケースで、運送に特定した対価（送迎利用の有無に応じた宿泊利用料の差額）が、運送サービスに要する実費の範囲内であれば、「反対給付」にあらず、許可又は登録は不要であると整理されています（下記2. (4)）。

以下、各類型の概要についてご説明いたします。

2. 許可又は登録を要しない運送の種類

(1) 利用者から收受するものが謝礼と認められる場合

判断の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会通念上常識的な範囲での「謝礼」は、運送の対価ではない。運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者から謝礼として金銭等が支払われたとしても、有償の運送といえず許可又は登録は不要である。 ➤ 「謝礼」とは、交通手段を持たない高齢者を街での買い物に同乗させるといったボランティア・共助へのお礼の気持ち程度のもを想定している。 ➤ 但し、この謝礼を隠れ蓑にして営利事業を行うことは想定されていないため、以下の場合には「謝礼」とは認められない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 運送を提供する者が運賃表を定めてそれに従って利用者が金銭を支払う場合 ② 口頭・ジェスチャーにより利用者に強く謝礼を促す等、謝礼の名を借りて実質的には運賃を求める態様の場合 ③ ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により、利用者を選別するなどの取扱いを行う場合
---------------	---

(2) 利用者からの給付が、実費相当分の場合

判断の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運送行為が無償で行われる場合においても、ガソリン代等の「実費」を受け取ることは許される。この場合には許可又は
---------------	--

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

	<p>登録は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「実費」とは、運送（前後の回送を含む。）に必要なガソリン等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、一定の保険に係る保険料、当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）をいう。
--	---

(3) サービス利用者の利用料に運送サービスの利用の有無に応じて差を設けない場合（反対給付が「運送」に対するものではない場合）

判断の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宿泊や介護など、提供されるメインのサービスが有償であっても、当該サービスの利用者へ付随的に提供される運送については、運送に特定した反対給付がない場合（送迎利用の有無にかかわらず利用料に差異がない場合）、許可又は登録は不要である。この場合、燃料代等の実費を求めることは可能である。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ホテル・旅館等の宿泊施設の利用者を対象とする運送 <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊施設が、駅・空港・港等と宿泊施設との間で、無償の運送サービスを行う場合 ② ホテル・旅館・農家民泊等が近隣施設や観光スポットへの運送を無償で行う場合 ➤ 施設送迎（介護施設、学校その他の施設）の運送 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設利用自体が有償であったとしても、施設の運営者等が施設利用者の送迎のために付随した運送を行う場合、当該運送に特定した反対給付がなければ、許可又は登録は不要である。

(4) サービス利用者の利用料に運送サービスの利用の有無に応じて差を設ける場合

判断の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービスや幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、利用者間の公平性を図る観点から、当該運送サービスの利用の有無によって施設の利用料や宿泊料に差を設ける場合には、当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば、許可又は登録は不要である。 ➤ この場合の実費については、実費の範囲に、車両償却費、車検料・保険料等の車両維持費を含めることも差し支えない。 ➤ 公平性の観点から実費の負担を一部の利用者に求めるために利用料に差異を設ける場合には、利用料と運送サービスの実費相当額負担分を明確に分け、必要に応じ利用者等に説明で
---------------	--

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

	<p>きるようにしておくことが望ましい。</p>
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 介護施設への送迎の利用の有無に応じて、施設の利用料金に差を設ける場合 ➤ 宿泊施設における運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって宿泊料金に差を設ける場合 ➤ 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、学童保育、学習塾、インターナショナルスクール、スイミングスクールなどへの通園・通学等に係る運送の利用の有無でこれらの施設に支払う料金に差を設ける場合

(5) 運転役務の提供について報酬が支払われた場合

判断の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他人の車両の運転を委託されて運転役務を提供した場合に、運転役務の委託者から運転役務の提供者に対して当該役務の提供について報酬が支払われたとしても、有償の運送行為にはあたらない。 ➤ 但し、運送の態様又は対象となる旅客の範囲によって、自動車運転代行業、人材派遣業等に該当する場合には、それぞれの関係法令が適用されるため留意が必要。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転役務の提供者が利用者の所有する車両を使用して送迎を行う場合 ➤ 企業所有の車両を使用し従業員送迎を行う場合で、運転業務を外部に委託する場合

(6) 運送サービスの仲介者が仲介手数料を受け取る場合

判断の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運送サービスの仲介を依頼した者（運送サービスの提供者及び当該サービスの利用者）から仲介者に対して仲介に関する報酬が支払われたとしても、運送サービスの提供に対する反対給付ではないので、運送が有償で行われたことにはならない。 ➤ 但し、仲介の態様によって、旅行業等に該当する場合には、それぞれの関係法令が適用されるため留意が必要。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 仲介者が、自家用自動車を用いて運送サービスを行う者と当該サービスを利用する者を仲介する場合において、運送主体ではない仲介者がそのいずれか又は双方から仲介手数料を收受しても差し支えない。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

(7) 運送サービスの仲介者が運送サービスの提供者の受領すべき謝礼及び実費を代行受領する場合

判断の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運送サービスの仲介者が利用者から謝礼及び実費を代行受領し、運送サービスの提供者に支払うことは差し支えない。 ➤ 但し、運送サービスの提供者が、名目・支払方法の如何を問わず、仲介者あるいは仲介者以外の第三者を通じて謝礼及び実費を超える金銭等を收受することにより、運送の対価を收受したとみられる場合には、許可又は登録を要する。また、仲介者が、運送サービスの提供者に対して、仲介手数料等からキックバックするなど、謝礼及び実費を超える金額が運送の対価とみられる場合には、有償の運送行為として、許可又は登録を要する。いずれにせよ、仲介サービスを隠れ蓑にして有償運送をすることは認められない。
---------------	---

Ⅲ. 今後の展開

本ガイドラインによる類型の整理によって、企業が遊休資産となっている法人車両を有効に活用することができるなど、許可又は登録を要しない運送が円滑に実施され、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完することが期待されます。

なお、本ガイドラインの整理は、地域における移動資源の供給状況や提供されるサービスの内容の変化に応じて、定期的に見直していく必要があるとされているため、引き続き、動向を注視していく必要があります。

文献情報

- 本 『自動運転・MaaS ビジネスの法務 [第2版]』
出版社 株式会社中央経済社
著者 戸嶋 浩二、佐藤 典仁、秋田 顕精（編著）
林 浩美、岡田 淳、毛阪 大佑、片野 泰世、中山 優、塩崎 耕平、阿南 光祐、福澤 寛人、古橋 悠（共著）
- 論文 「Introduction 宇宙ビジネス 第5回 打上げビジネスと法規制 — さまざまな打上げ手法と手続規制の概要」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.2
著者 毛阪 大佑（共著）

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

NEWS

- **Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました**
Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は TMT 分野を含む 19 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。TMT 分野では岡田 淳弁護士が Band 1 に選出されています。
- **The Legal 500 Asia Pacific 2024 にて高い評価を得ました**
The Legal 500 Asia Pacific 2024 で、当事務所は TMT 分野を含む 16 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。TMT 分野では林 浩美弁護士及び岡田 淳弁護士が Leading Individuals に、蔦 大輔弁護士が Next Generation Partners に、佐藤 典仁弁護士 Key Lawyers にそれぞれ選出されています。
- **佐藤 典仁 弁護士が中小企業イノベーション創出推進事業（国土交通省）における外部評価委員に就任しました。**
- **佐藤 典仁 弁護士がデジタル庁「AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」構成員に就任しました。**
- **横浜オフィス開設のお知らせ**
今般、当事務所は、横浜オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、このたび、国内有数の経済規模を誇る神奈川県において、クライアントの皆様により密接な立場からきめ細やかなサポートを提供させていただくため、神奈川県横浜市にオフィスを開設することといたしました。

横浜オフィスには、会社法関連業務、訴訟・紛争、M&A、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである河島 勇太 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

横浜オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、高松及び札幌）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、会社法関連業務・訴訟紛争・M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、神奈川県

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

横浜オフィスの開設については、開設に必要な諸手続を経た上、2024年夏頃のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

➤ **フィリピンの Tayag Ngochua & Chu 法律事務所との提携のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所（以下「当事務所」）とフィリピンの Tayag Ngochua & Chu（以下「TNC」）は、この度、戦略的な提携を行うことにつき合意いたしました。本合意に基づき、TNC は当事務所の提携事務所となり、両事務所はフィリピンを含む ASEAN の案件に関するリーガル・サービスを共同で提供いたします。

本提携は、知識の共有等を通じた両事務所の体制の強化と、クライアントによるフィリピンでの投資や事業に関するより質の高いリーガルサービスの提供に資するものです。この取り組みに関して、当事務所は、フィリピンを含む ASEAN におけるコーポレート、M&A、コンプライアンス等の案件において豊富な経験を有する当事務所のパートナー弁護士の園田 観希央と井上 淳が中心となり、TNC との戦略的提携を推進していきます。

当事務所は、長年にわたって、フィリピン案件に関するリーガル・サービスをクライアントに提供してまいりました。当事務所の日本、ASEAN、中国、ニューヨークの各拠点及びネットワークに加え、本提携の開始により、グローバルにクライアントに対するサービスを提供する体制がより充実することになります。

フィリピンは、国民の平均年齢が約 25 歳と若く、2024 年時点で 1 億 1,000 万人以上とされる人口は、2050 年前後まで増加が続くことが見込まれています。2022 年の GDP 成長率は約 7%と、高い経済成長率を記録しています。これらに加え、教育水準が高く英語を話すことができる労働力、民間企業の発達と高度化、海外からの投資に対する規制緩和の流れ等を背景に、日本、アジアその他の様々な国からフィリピンに対する投資が今後更に増加することが期待されます。

TNC は、弁護士として併せて 40 年以上の経験を有し、フィリピンのリーガルマーケットで高い評価を受けている Carlos Martin Tayag 弁護士、Patricia Cristina Tan Ngochua 弁護士及び Allan Christopher Sy Chu 弁護士を代表パートナーとする独立したフィリピンの法律事務所です。TNC は、M&A、合弁事業、

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

企業再編、海外投資、ファイナンス、データプライバシー、情報通信、競争規制、業規制、一般企業法務等の分野における様々な法律問題について、フィリピン内外のクライアントに対して法的助言を提供してきた豊富な経験を有しています。

当事務所と TNC は、本提携を通じて、両事務所の総合力を活かしクライアントの皆様のビジネスの成功にさらに貢献して参る所存です。